14点　北緯三五度〇四分五九秒九六二三、東経一三六度〇〇分三〇秒六二二一
15点　北緯三五度〇四分五九秒五二五三、東経一三六度〇〇分三一秒九一九一
16点　北緯三五度〇四分五九秒〇七〇〇、東経一三六度〇〇分三二秒七四七五
17点　北緯三五度〇四分五八秒五〇七三、東経一三六度〇〇分三三秒七五一七
18点　北緯三五度〇四分五八秒五六一三、東経一三六度〇〇分三三秒九二三六

○総務省告示第二百八十一号

市町の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定により、山梨県南アルプス市、中巨摩郡昭和町の境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、山梨県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日

総務大臣　原口　一博

山梨県南アルプス市と中巨摩郡昭和町との境界は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第八系を用いて得た次の各点（Y1点からY33点まで）を順次直線で結んだ線とする。なお、これらの各点を図示すれば、別図のとおりである。

右記の各点はそれぞれ次のとおりとする。

Y1点	X座標（一）	四〇六六六・八二三メートル	
	Y座標	八六八・〇八八メートル	
Y2点	X座標（一）	四〇六六六・八三四メートル	
	Y座標	八七二・九〇〇メートル	
Y3点	X座標（一）	四〇六八九・一〇五メートル	
	Y座標	八七五・九九〇メートル	
Y4点	X座標（一）	四〇七一〇・五三一メートル	
	Y座標	八七四・六七〇メートル	
Y5点	X座標（一）	四〇七三七・六五九メートル	
	Y座標	八七八・八三四メートル	
Y6点	X座標（一）	四〇八二三・五二五メートル	
	Y座標	八九一・一四八メートル	
Y7点	X座標（一）	四〇八三三・〇九四メートル	
	Y座標	八八一・二四九メートル	
Y8点	X座標（一）	四〇八七二・三一四メートル	
	Y座標	八八二・一八九メートル	
Y9点	X座標（一）	四〇九一三・一三一メートル	
	Y座標	八八四・八二二メートル	
Y10点	X座標（一）	四〇九五五・四三二メートル	
	Y座標	八八七・六三五メートル	
Y11点	X座標（一）	四一〇三四・〇八八メートル	
	Y座標	八九四・〇九五メートル	
Y12点	X座標（一）	四一〇四一・四四一メートル	
	Y座標	八六四・七九九メートル	
Y13点	X座標（一）	四一〇六四・九〇九メートル	
	Y座標	八七一・一一八メートル	
Y14点	X座標（一）	四一〇七七・二九八メートル	
	Y座標	八七四・三〇七メートル	
Y15点	X座標（一）	四一〇八四・八五一メートル	
	Y座標	八六七・六三八メートル	
Y16点	X座標（一）	四一〇九九・六九四メートル	
	Y座標	八七一・四四七メートル	
Y17点	X座標（一）	四一一〇九・二五八メートル	
	Y座標	八七三・三六九メートル	
Y18点	X座標（一）	四一一一五・三一六メートル	
	Y座標	八七四・三九四メートル	
Y19点	X座標（一）	四一一六九・八六七メートル	
	Y座標	八八一・四〇二メートル	
Y20点	X座標（一）	四一三六二・一五一メートル	
	Y座標	九〇五・七一一メートル	
Y21点	X座標（一）	四一三八〇・九三六メートル	
	Y座標	九〇八・二五四メートル	
Y22点	X座標（一）	四一三八九・六〇五メートル	
	Y座標	九〇九・一七九メートル	
Y23点	X座標（一）	四一三九二・八一三メートル	
	Y座標	九〇九・六九六メートル	
Y24点	X座標（一）	四一三九六・三一二メートル	
	Y座標	九一〇・五七一メートル	
Y25点	X座標（一）	四一三九九・八五一メートル	
	Y座標	九一一・七九三メートル	
Y26点	X座標（一）	四一四〇二・〇八一メートル	
	Y座標	九一二・六〇四メートル	
Y27点	X座標（一）	四一四〇五・七六七メートル	
	Y座標	九一四・一九八メートル	
Y28点	X座標（一）	四一四〇八・〇八一メートル	
	Y座標	九一五・四三八メートル	
Y29点	X座標（一）	四一四一〇・三八メートル	
	Y座標	九一六・七八三メートル	
Y30点	X座標（一）	四一四二四・二二七メートル	
	Y座標	九一三・五八〇メートル	
Y31点	X座標（一）	四一四五四・五一五メートル	
	Y座標	九一九・七七六メートル	
Y32点	X座標（一）	四一四五五・七二六メートル	
	Y座標	九二三・二五六メートル	
Y33点	X座標（一）	四一四五二・四四メートル	
	Y座標	九五〇・六〇九メートル	